

水素エネルギー関連国際会議 「HENCA Tokyo 2026」 展示会出展企業 募集要項

開催概要

展 示 会 名	HENCA Tokyo 2026
会 場	Tokyo Innovation Base 1階 SQUARE-1、2 (東京都千代田区丸の内三丁目8番3号)
開 催 期 間	令和8年10月14日から15日まで(2日間)
都による出展募集企業数	3社程度

募集期間 令和8年8月24日(月曜日)～9月4日(金曜日)

東 京 都

産業労働局 産業・エネルギー政策部 新エネルギー推進課

【お問い合わせ先】

東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部

新エネルギー推進課

(所在地) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都第一本庁20階

(メールアドレス) S0291503@section.metro.tokyo.jp

(電話番号) 03-5000-8009

1 事業の概要

東京都（以下「都」という。）は、脱炭素社会実現の柱の一つとして、水素エネルギーの普及拡大を掲げており、2022 年 3 月に「東京水素ビジョン」を策定し、水素の需要拡大・社会実装化を進めるための取組を進めている。

この取組の一環として、水素エネルギー関連国際会議「HENCA Tokyo 2026」を開催する。このイベントは、水素エネルギーの利用拡大に向けた都、海外都市、関連企業等による国際的な連携と、その流れを国内に還流すべく、関連自治体や企業等とも水素の普及に取り組む姿を国内外に発信するものである。

また、展示会を同時に開催し、その相乗効果により、水素の社会実装化を加速させると共に、東京の国際的プレゼンス向上を目指す。

本募集では、展示会に出展し、自社の技術や製品、事業内容等の展示に加え、出展者によるプレゼンテーション等を行う事業者を募集する。

2 展示会の概要

- (1) 名 称：「HENCA Tokyo 2026」
- (2) 日 時：2026 年 10 月 14 日(水曜日) から 15 日(木曜日) まで（2 日間）
※ 搬入：10 月 13 日(火曜日)、撤去：10 月 16 日(金曜日)予定
- (3) 会 場：Tokyo Innovation Base 1 階 SQUARE-1、2
(東京都千代田区丸の内三丁目 8 番 3 号)
- (4) 主 催：東京都産業労働局
- (5) 対象分野：以下の 3 分野の展示を対象とする。
 - ①水素関連分野：水素の製造、輸送、貯蔵、モビリティや産業利用などの水素関連分野における先端技術など
 - ②トレーサビリティ分野：欧州の算定規則等に対応した CI 値算定ツールやトレーサビリティを支える技術など
 - ③水素キャリア関連分野：アンモニアクラッキングやメタノール改質等、水素キャリア関連技術など
- (6) 出展社数：最大 25 社程度（今回の募集企業含む）

3 ブース基本情報

出展ブースについては、以下を予定している。展示ブースの配置については、出展物、スペース、会場の構成などを考慮して東京都が決定する。

- (1) 小間サイズ（予定）

- ・ W 約 1980×D 約 1800
- (2) ブース備品 (予定)
 - ・ ハイチェア 2 脚
 - ・ 丸テーブル直径 900 mm 1 脚
 - ・ モニター43 インチ 1 台
 - ・ ブースネームパネル (社名版) 200 mm×600 mm程度 1 枚
 - ・ 電源 2 コマで 1 口 (1500W)

4 経費の分担

- (1) 東京都の支援
 - ・ 展示会ブースの基本装飾及び電源工事
 - ・ 3 (2) ブース備品の設置
 - ・ 展示物の輸送・展示に係る保険手配及び保険料負担
 - ・ 展示物の配送費等の一部負担 (都の指定する範囲による)
 - ・ 日英通訳スタッフの配置 (2 ブースに対して 1 名程度)
- (2) 出展企業のご負担
 - (1) 以外すべての経費 (以下、例)
 - ・ 展示物の配送費等のうち東京都負担分を超える部分
 - ・ 展示物の搬入、設営及び撤去に要する費用
 - ・ 基本装飾以外に特別に行う装飾、追加備品、追加電力等に係る費用
 - ・ その他出展に要する経費

5 応募資格

下記 (1) ～ (7) の条件をすべて満たす者。

※展示会出展前に (1) ～ (7) の条件のいずれかを満たさなくなった場合、出展を取り消す場合がある。

- (1) 法人設立から 10 年以内であること
- (2) 出展物が、自社開発商品・サービス・技術等であること。または、他社と共同開発された自社商品・サービス・技術等であること。
- (3) 出展物が以下いずれかの分野に該当した技術・製品・サービスであること。
 - ①水素関連分野：水素の製造、輸送、貯蔵、モビリティや産業利用などの水素関連分野における先端技術など
 - ②トレーサビリティ分野：欧州の算定規則等に対応した CI 値算定ツールやトレーサビリティを支える技術など

③水素キャリア関連分野：アンモニアクラッキングやメタノール改質等、水素キャリア関連技術など

- (4) 暴力団「東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。」に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- (5) 事業税等を滞納しておらず、また、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (6) 出展を検討中の製品/サービスは、国内外において、応募する商品・サービス・技術等に関する紛争が生じていない又は紛争が生じるおそれのある場合は、契約を締結するなど予防のための十分な措置を講じていること。

6 応募方法

- (1) 自治体専用デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」にアクセスし、必要事項を入力の上、(2)の提出書類を添付して送信すること。URL及び出展申込書については、東京都産業労働局のウェブサイトに掲載する。
- (2) 提出書類

NO.	必 要 書 類	電子データ
1	出展申込書 ※1	word 形式
2	会社案内、製品・商品のカタログ、PR資料、その他 ※2	PDF、PPT 等
3	法人設立から10年以内であることが分かる資料（企業ウェブサイトの会社概要ページ等）	PDF 等
4	その他、都が必要と認める資料（例）履歴事項全部証明書 等	

※1 出展申込書にご記入いただいた内容は、出展企業選定の審査を始め、展示会における社名板作成、PR資料等の基礎データとして展示会終了まで使用するので、間違いのないよう記入すること。**東京都が認めた場合を除き、内容の変更は原則できない**ため、留意すること。なお、「出展申込書」は、あらかじめ写しを取り保管しておくこと。

※2 その他、営業用のプレゼンテーション資料や、新聞・雑誌の掲載記事等がある場合には、それらも提出すること。

(3) 募集スケジュール

募集要項等の公表	令和8年8月24日（月曜日）午後5時
質問の受付	令和8年8月24日（月曜日）午後5時から同年8月28日（金曜日）午後5時まで
質問への回答	令和8年9月2日（水曜日）午前10時
LoGo フォームからの応募	令和8年9月2日（水曜日）午前10時から同年9月4日（金曜日）午後5時まで
書面審査	令和8年9月7日（月曜日）から同年9月10日（木曜日）
審査結果通知	令和8年9月11日（金曜日）（予定）

(4) 質問について

本募集についての質問は、自治体専用デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」から質問票を提出すること。URL及び質問票については、東京都産業労働局のウェブサイトに掲載する。電話や訪問等による問合せについては対応しない。

質問への回答は、同サイト上に掲載し、原則として個別回答は実施しない。

7 審査

(1) 審査方法

応募書類に基づく書面審査を行い、出展者を選定する。

(2) 審査の視点

- ・出展目的が本イベントの趣旨に合致しているか、出展の動機や意欲が明確に示されているか。
- ・技術・製品・サービスについて、独自性や差別化要素が具体的に示されているか。出展内容が、水素の製造、輸送、貯蔵、CI 値算定等の分野において、今後の市場形成や社会実装に資する可能性を有しているか。
- ・出展物の内容、用途、特徴等が具体的に記載されているか。
- ・展示手法（実物、模型、映像、パネル等）が具体的に示されているか。
- ・設営及び撤去、会期中の展示及びプレゼンテーション、退場者・関係者との交流等を円滑に実施できる体制を有しているか。 等

8 結果の通知

申込者に対し、令和8年9月11日（金曜日）に選定結果の通知を予定している。
審査内容に関する質問及び選定途中の問い合わせは一切受け付けない。

9 その他

(1) 提出書類の不備の取扱い

提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出や追加提出を求めることがある。

(2) 別紙「HENCA Tokyo 2026 展示会出展に関する規約」を遵守すること。

(3) 今後の準備の詳細については、選定された出展者に別途案内する。

(4) 申込み情報の取扱い

円滑な事業運営のため、出展申込書等の提出書類に記載された情報や、必要に応じてご提供いただく情報を、会場運営者、東京都が指定した業務委託先及び審査員に提供することがある。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行う。

(6) 東京都及び東京都が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがある。

(7) 諸般の事情の変化により、本要項記載の内容は変更となる可能性がある。また、東京都の判断で事業実施を見合わせる場合がある。

(8) 以下のいずれかに該当した場合は、支援期間の途中であっても支援を終了する場合がある。

①応募内容に虚偽があった場合

②違法行為など反社会的行為が確認された場合

③国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合

④東京都の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合

⑤支援の継続が困難と東京都が判断した場合

⑥その他、支援企業として不適切であると東京都が判断した場合

(9) 今後、東京都が出展する国内の水素関連展示会等への登壇又は出展等を依頼した場合は、可能な限り協力すること。

(10) 本公募全般に関する問い合わせ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部 新エネルギー推進課

(所在地) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都第一本庁20階

メールアドレス：S0291503@section.metro.tokyo.jp

電話番号：03-5000-8009

HENCA Tokyo 2026 展示会出展に関する規約

1 基本条件

- (1) 出展者は、「出展申込書」記載内容のうち、企業の概要、PR用製品、技術等に関する内容については、東京都がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとする。
- (2) 関連・関係会社及びグループ・提携関係にある法人・団体等による共同参加は認めない。

2 出展企業の審査

東京都は、「出展申込書」の記載内容に基づき、出展企業を審査し、選定する。審査後、申込者に送付する出展の決定通知をもって、出展の承認とする。

3 出展承認後の参加取消

東京都が申込者の出展を承認した後の出展取消は、やむをえない事情による場合以外は認められない。出展者の都合により出展を取消した場合、それにより生じた一切の出展者の損害について東京都は責任を負わない。又、東京都の出展承認後、出展者の都合により出展を取り消した場合、出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとする。

4 自己負担

- (1) 展示物の配送費等のうち東京都負担分を超える部分
- (2) 展示物の搬入、設営及び撤去に要する費用
- (3) 基本装飾以外に特別に行う装飾、追加備品、追加電力等に係る費用
- (4) その他出展に要する経費

5 小間位置の決定

- (1) 展示ブースの配置は、出展物、スペース、会場の構成などを考慮して東京都が決定する。
- (2) 出展者は配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することができない。

6 出展に関すること

- (1) 出展者は、「出展申込書」に記載した内容の展示等を行うこととする。内容の変更は、東京都が認めた場合を除き、原則することができないので、留意すること。
- (2) 装飾・PR用製品などの搬入・搬出及び展示方法は、東京都の指示に従うこととする。
- (3) 出展者は、展示会会場等に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければならない。
- (4) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、展示会場内の通路等が混雑し、他の出展者の妨害となることのないよう責任をもつものとする。
- (5) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできない。

- (6) 隣接の小間の参加者から苦情が出た場合など、運営上、小間の変更が必要であると東京都が判断した場合は、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとする。
- (7) 出展物の設置、管理及び撤去は、出展者の責任において行うものとする。
- (8) 東京都は、参加に係る音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われるPR用製品又は展示会の目的と合致しない製品等の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとする。
- (9) 東京都は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとする。なお、その際の撤去は出展者の責任により行うものとする。
- (10) 上記(6)から(9)による制限、禁止又は撤去等により当該出展者に生じた損害について、東京都及び本事業の運営事務局は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 会期中、会場内で出展物、その他の物品を即売することは禁止する。
- (12) 出展者は、会期中出展小間において、自らの責任において出展物の説明、引き合い、商談に応じるものとする。
- (13) 出展者は、搬入、会期中、搬出の全工程を通じて、必ず最低1名が参加、立ち合い等を行うものとする。会期終了の前の撤収はできない。
- (14) その他、出展に関する規定については、参加展示会の出展規定に従うものとする。

7 損害賠償

- (1) 東京都の出展承認後、出展者の都合により出展を取り消した場合、出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとする。
- (2) 東京都は、PR用製品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損や、出展者が展示会会場を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとする。
- (3) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとする。
- (4) 東京都は、出展品や展示物等の知的財産権等に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負わない。必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権等の保護対策を講じること。
- (5) 東京都は、展示会主催者による会期の変更・開催の中止及び天災、現地治安情勢、その他東京都の責めによらない事情により、東京都が本事業を中止または変更したことにより生じた出展者及び関係者の損失及び損害を補償しない。
- (6) 東京都及び本事業の運営事務局は、本事業において東京都及び本事業の運営事務局が提供した支援により直接、間接に関わらず生じた結果について、その責任を一切負わない。
- (7) その他、本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合は、出展者と東京都との協議により決定することとする。

8 規約の遵守

出展者は、出展申込をもって、東京都が定める本規約を遵守することに同意したものとする。